

令和2年第1回

福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

令和2年2月17日開会
令和2年2月17日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

令和2年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会議録索引

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局出席職員	1
開会宣告	2
開議宣告	2
広域連合長挨拶	2
日程1 会期の決定について	3
日程2 会議録署名議員の指名	3
日程3 第1号議案 令和元年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算	3
提案理由説明	
○東村広域連合長	3
採決	4
日程4 第2号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部改正について	4
提案理由説明	
○東村広域連合長	4
採決	5
日程5 第3号議案 福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務条件、 給与等に関する条例の制定について	5
日程6 第4号議案 福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限の手續 及び効果に関する条例の制定について	5
日程7 第5号議案 福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手續 及び効果に関する条例の制定について	5
提案理由説明	
○東村広域連合長	5
採決	6
閉議宣告	6
広域連合長挨拶	6
閉会宣告	7

令和2年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会議決事件一覧

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第1号議案	令和元年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	広域連合長	2.2.17	2.2.17	原案可決
第2号議案	福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
第3号議案	福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務条件、給与等に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃
第4号議案	福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限の手續及び効果に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃
第5号議案	福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃

令和2年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会期及び日程

月 日	曜	時 間	会議	場 所	会議事項
2月17日	月	午後4時15分	本会議	福井県自治会館 201研修室	開会、議案上程、採決、閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

令和2年2月17日（月曜日）午後4時15分開会

令和2年2月17日、臨時会が福井県自治会館201研修室（議場）に招集されたので、会議を開いた。

7番	島津 秀樹君	11番	三田村輝士君
12番	和田 義則君	13番	井上 利治君
14番	青柳 良彦君	15番	川端 義秀君
16番	松山 信裕君	17番	泉 和弥君
18番	玉村 正人君	19番	堀川 秀樹君
20番	杉本 隆洋君	21番	永井 純一君
22番	山田 栄君	23番	江守 勲君

○議事日程

- 日程1 会期の決定について
- 日程2 会議録署名議員の指名
- 日程3 第1号議案 令和元年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程4 第2号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程5 第3号議案 福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務条件、給与等に関する条例の制定について
- 日程6 第4号議案 福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限の手続及び効果に関する条例の制定について
- 日程7 第5号議案 福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について

○欠席議員（3名）

8番	末本 幸夫君	9番	水津 達夫君
10番	片粕正二郎君		

○説明のため出席した者

広域連合長	東 村 新 一 君
副広域連合長	杉 本 博 文 君
代表監査委員	田 本 光 三 君
事務局長	河 上 芳 夫 君
事務局次長	高 村 明 俊 君
業務課長	栗 原 紀 君
業務課長補佐	波 多 野 清 志 君

○事務局出席職員

書記	小 東 由 幸
書記	多 田 淳 介

○出席議員（20人）

1番	大塚 佳弘君	2番	馬淵 清和君
3番	今井 伸治君	4番	崎元 良栄君
5番	上尾 徳郎君	6番	尾谷 和枝君

○議長（堀川秀樹君） 令和2年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会は本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告議員は、8番 末本幸夫議員、9番 水津達夫議員、10番 片粕正二郎議員の3名であります。

ここで、広域連合長より発言が求められておりますので、許可します。

○広域連合長（東村新一君） 議長、広域連合長。

○議長（堀川秀樹君） 広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） 本日、ここに令和2年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多用の中、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。また、日頃より本広域連合の運営につきまして、格別の御支援、御協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、政府が昨年12月に開催した「全世代型社会保障検討会議」の中間報告によりますと、令和4年度以降は、後期高齢者の所得に応じ、医療費の窓口負担を2割とする方針が示されております。所得区分等の詳細は今後検討することですが、令和4年以降に団塊の世代が後期高齢者医療制度に加入することにより、被保険者数の

大幅な増加が見込まれており、持続可能な制度設計が求められております。

本広域連合の今後2年間の財政運営の基礎となる保険料率につきましては、国が示す医療費の将来予測や被保険者数の推移予測を基本とした上で、被保険者の負担軽減のための剰余金の活用、経費削減等の方策を加味して試算を行った結果、健全な財政運営を図るためには保険料率の改定が必要との結論に至りました。

本広域連合におきましては、引き続き後発医薬品の利用推進、多剤服薬や重複受診の抑制など医療費の適正化に努めるとともに、構成市町と協力し、長寿健康診査の積極的な実施や、訪問保健指導・服薬相談・歯科健診及び保健事業と介護予防等の一体的な実施等、被保険者の健康寿命延伸のための施策を実施し、持続可能な保険制度となるよう努めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、より一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算、後期高齢者医療に関する条例の一部改正、会計年度任用職員の勤務条件、給与等に関する条例の制定、会計年度任用職員の分限の手續及び効果に関する条例の制定、会計年度任用職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定の計5議案を

御提案申し上げます。

十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（堀川秀樹君） 本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程のとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程1 会期の決定について、を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀川秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、7番 島津秀樹議員、11番 三田村輝士議員を指名します。

次に、日程3 第1号議案 令和元年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（東村新一君） 議長、広域連合長。

○議長（堀川秀樹君） 広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） ただいま上

程されました、第1号議案 令和元年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明申し上げます。

議案1ページをお開きください。

保健事業費を増額するための補正でございます。

補正額は歳入・歳出ともに400万円を増額し、予算総額で1,067億7,083万8千円とするものであります。

おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

まず、歳出につきましては、第5款 保健事業費に不足が生じるため、400万円を増額しております。

歳入につきましては、今回増加する事業費は全額が国庫補助金の対象でありますので、第2款 国庫支出金を歳出と同額の400万円増額しております。

十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（堀川秀樹君） ただいま説明のありました第1号議案について質疑を許可します。御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀川秀樹君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀川秀樹君） 討論なしと認めま

す。

それでは、第1号議案の採決を行います。
お諮りします。

第1号議案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(堀川秀樹君) ありがとうございます。起立全員であります。よって、そのように決しました。

次に、日程4 第2号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○広域連合長(東村新一君) 議長、広域連合長。

○議長(堀川秀樹君) 広域連合長。

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました、第2号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案3ページをお開きください。

後期高齢者医療制度の保険料率につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、2年ごとに見直すこととされております。また、その率につきましては、条例で定めることとされており、現在の保険料率は、所得割率は8.10%、均等割額は年額4万5,000円としておりま

す。

今回の改定に当たりまして、1人当たりの療養給付費等の伸び率、令和2年の診療報酬改定などを考慮した上で試算いたしましたところ、何の抑制策も講じなければ、所得割率は9.3%と1.2ポイントの引き上げ、また均等割額は年額4万9,600円と4,600円の引き上げが必要という結果が得られました。

被保険者の負担を極力増やさないために、これまでの保険料の剰余金である療養給付費等準備基金を2年間で8億円活用することによりまして、上昇の幅を抑え、所得割率は8.90%、均等割額は年額4万7,800円へそれぞれ改定をしようとするものでございます。

今後2年間の制度運営に必要な支出及び収入を厳密に推計してまいりましたが、健全な財政運営を図るためには保険料の上昇は避けられない状況にあることを御理解願います。

なお、条例の施行期日は、令和2年4月1日であります。

十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(堀川秀樹君) ただいま説明のありました第2号議案について、質疑を許可します。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀川秀樹君) 御質疑なしと認め

ます。よって、質疑を終結します。

次に、討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀川秀樹君) 討論なしと認めます。

それでは、第2号議案の採決を行います。

お諮りします。

第2号議案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(堀川秀樹君) ありがとうございます。起立全員であります。よって、そのように決しました。

次に、日程5 第3号議案 福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務条件、給与等に関する条例の制定について、日程6 第4号議案 福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限の手続及び効果に関する条例の制定について及び日程7 第5号議案 福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について、を会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○広域連合長(東村新一君) 議長、広域連合長。

○議長(堀川秀樹君) 広域連合長。

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました、第3号議案 福井県後期高

齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務条件、給与等に関する条例の制定、第4号議案 福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限の手続及び効果に関する条例の制定及び第5号議案 福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案5ページをお開きください。

まず、第3号議案 福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務条件、給与等に関する条例について御説明申し上げます。

これは、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、新たに制度として設けられた会計年度任用職員の勤務条件、給与等を定めるものです。条例の内容は福井県に準じたものとしております。

続きまして、議案11ページをお開きください。

第4号議案 福井県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限の手続及び効果に関する条例について御説明申し上げます。

これは、地方公務員法の規定に基づき、会計年度任用職員の分限の手続及び効果を定めるものです。条例の内容は福井市の基準に合わせたものとしております。

議案15ページをお開きください。

最後に、第5号議案 福井県後期高齢者

医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手続及び効果に関する条例について御説明申し上げます。

こちら、地方公務員法の規定に基づき、会計年度任用職員の懲戒の手続及び効果を定めるものです。条例の内容は福井市の基準に合わせたものとしております。

なお、条例の施行期日は、令和2年4月1日であります。

十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀川秀樹君） ただいま説明のありました第3号議案、第4号議案及び第5号議案について、一括して質疑を許可します。御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀川秀樹君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀川秀樹君） 討論なしと認めます。

それでは、第3号議案、第4号議案及び第5号議案を一括して採決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀川秀樹君） それでは、お諮りします。

第3号議案、第4号議案及び第5号議案について、原案のとおり決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（堀川秀樹君） ありがとうございます。起立全員でございます。よって、そのように決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

○広域連合長（東村新一君） 議長、広域連合長。

○議長（堀川秀樹君） 広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） 令和2年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が閉会されるに当たり、一言お礼を申し上げます。

本日提案させていただきました各議案につきまして、慎重なる御審議をいただき、御賛同を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。

新たな保険料率につきましては、被保険者の皆様の御理解を得られるように関係17市町とも連携、協力して周知を行う予定です。

今後とも、後期高齢者医療制度の円滑な運営に取り組んでまいり所存ですので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○議長（堀川秀樹君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和2年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午後4時31分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

福井県後期高齢者医療広域連合議会

議長

坂川香樹

署名議員

島津香樹

署名議員

三田村輝士